

吉川市新型コロナウイルス感染症対応事業支援補助金交付要綱

令和2年6月11日告示第150号

改正 令和2年8月4日告示第211号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により市内経済へ大きな影響が及ぶ中、市内の事業者等が新たな需要へ対応するために実施する取組に要する経費の全部又は一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市内消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和53年吉川町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
- (3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業者及び農事組合法人
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所又は事業所を有する事業者等であって、申請時に次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税等（個人市民税、個人県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと。
- (2) この要綱の規定による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 令和2年3月1日以前から事業を開始していること。
- (4) 次のアからウまでに掲げる事業者等でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）第3条第2項に規定する暴力団関係者が関与している事業者等

イ 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者等

ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業者等

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所で行う販路開拓等新たな需要への対応に係る事業であって、補助金の交付を受けた後も継続して行う意向があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 令和2年2月29日以前から行っている事業
- (2) 法令上必要な許認可を受けていない事業又は届出を行っていない事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費で、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 令和2年3月1日以後新たに開始した事業に係る経費であること。
- (2) 令和3年2月26日までに支払いが完了している事業に係る経費であること。
- (3) 備品の購入経費にあつては、当該備品が市内事業所で設置し、及び使用するものであること。
- (4) 社会通念上相当と認められる額であること。
- (5) 国、県、他の地方自治体及び市からこの要綱の規定による補助金以外の補助金を受けていない経費であること。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）で100,000円を限度とする。

(交付申請等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の市長の定める期日は、令和3年1月29日とする。

3 規則第4条第2項第5号の市長が定める事項は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業に係る経費を確認できる見積書等
- (2) 許認可又は届出等に係る書類の写し（許認可等を必要とする業種である場合に限る。）
- (3) 市内に住所又は事業所を有することを証する書類
- (4) 納期到来分市税等完納証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 規則第4条第3項の規定により、同条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した書類の添付は、省略するものとする。

5 申請者は、その補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付を申請しなければならない。ただし、

申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、前条第5項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付を決定するものとする。

(補助事業の計画変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1項第1号の規定により補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について変更しようとするときは、吉川市新型コロナウイルス感染症対応事業支援補助事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額が交付決定を下回る変更の場合は、規則第13条の前段の報告書をもってこれに代えることができる。

2 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、補助事業の主な内容の変更以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないものとする。

3 市長は、第1項の規定により、吉川市新型コロナウイルス感染症対応事業支援補助事業変更承認申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、その結果を吉川市新型コロナウイルス感染症対応事業支援補助事業変更承認・不承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による報告は、市長から求められたときに書面により行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条前段の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
- (2) 購入した物品等が確認できる写真等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日から30日以内又は令和3年2月26日のいずれか早い日とする。

(額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定による額の確定通知は、吉川市新型コロナウイルス感染症対応事業支援補助金確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、吉川市新型コロナウイルス感染症対応事業支援補助金交付請求書(様式第7号)に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により適正な請求書を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第8号)により速やかに市長に報告しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 市長は、規則第9条第1項若しくは第16条第1項の規定に該当したとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条又は第4条の規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 補助事業を取りやめたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、吉川市新型コロナウイルス感染症対応事業支援補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助事業者に対し通知するものとする。

(返還請求)

第16条 規則第17条第1項又は第2項の規定による補助金の返還請求は、吉川市新型コロナウイルス感染症対応事業支援補助金返還請求書(様式第10号)により行うものとする。

(財産の処分制限の期間)

第17条 規則第18条ただし書の市長が定める期間は、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第19号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第23号に規定する減価償却資産にあつては減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数、それ以外の財産にあつては5年とする。

(届出の義務)

第18条 補助事業者は、前条の期間中に補助対象財産が滅失し、効用を喪失する等、重大な損傷を受けたときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

2 前項に規定は、事務所の移転若しくは名称又は代表者が変更した場合に準用する。

(書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収支状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(吉川市産業振興推進事業費補助金)

第20条 吉川市新型コロナウイルス感染症対応事業支援補助金は、吉川市産業振興推進事業費補助金に該当する。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年3月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の吉川市新型コロナウイルス感染症対応事業支援補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第5条第2号、第7条第2項及び第11条第3項の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった補助金について適用し、この告示の施行の前日に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

3 改正後の要綱第20条の規定は、令和2年7月1日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費
広告宣伝費
印刷製本費
消耗品費
備品購入費
委託料
使用料及び賃借料
工事請負費
人件費
サービス料及び手数料
上記のほか、市長が特に必要と認める経費